

1 審判団の編成

各県帶同レフェリーに加え、地元鹿児島県より2ペアの計10ペアで構成。

初日4会場16試合、2日目4会場14試合。空調なしの体育館で、2試合担当が6ペアと過酷な状況である。来年度以降最低12ペア以上で構成していただければありがたい。来年度開催県、佐賀県へ通知済み。

2 競技運営に関し

①来年度全日本大会開催県と言うことで、コートの設置方法について助言した内容。

以下写真掲載

1) 交代地域とコーチングゾーン



2) 臨時トレーナー席 レッドカード席



3) フロアシートと養生 (写真1も参照)



4) ゴールとキャッチネット



※キャッチネットは下に触れない

② JHA オフィシャルと TD の連携

・TD の業務が十分に行われているかを JHA オフィシャルが観察し、適宜指導助言する。JHA オフィシャルが不正交代やチームタイムアウトの笛を吹くことがないように。(TD が何もしていないと周囲に受け止められる。)

・レフェリーも含めた5人で連携している姿を見せる。以下写真参照

1) 選手がアップ時に打ち合わせ



2) トスへの立ち会い



2) 記録席での業務

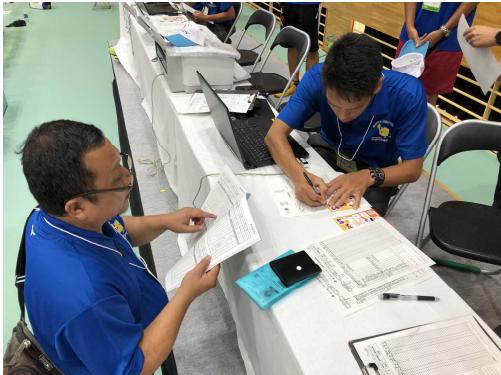
機器の動作確認



登録証の確認



記録席との確認



役員・チームタイムアウトカードの手渡し



試合直前のコートの確認



- ・試合中の業務に関し→「交代地域の秩序を守る」→「ハンドボールを守る」
スポーツマンシップに反する行為については、毅然と対処する。
無視、放置はハンドボールの発展を阻害する。競技規則 8-7,8-8 に関連し、スポーツマンシップに反する行為にも罰則を適用する。
(当然、レフェリーも対処するが、TD、JHA オフィシャルの業務としても認識していただきたい)
身振り手振りでアピール、質問ではなく文句、オーバーやチャージングのゼスチャーをするなど、放置してはならない。近くに立ち寄り注意を促したり、場合によっては笛を吹き、時間を止め、レフェリーに罰則適用を促すこともできる。「リスペクト」に値しない行為に対処することが、ハンドボールを守ることにつながる。
- ・ストップウォッチと笛を常に携帯する。
タイムアウトカードが提出されてタイミング良く吹きたい。不正交代や競技終了の笛がタイミング良く吹かれるためには、笛は常に携帯しておく。
- ・TD に共通しているのは自分側のチームの交代地域の管理、選手の入退場の管理、アップしているプレーヤーの管理、装具を正しく身につけているか管理。そうなると、試合に見入っていることはできない。余計なことをさせない意味でも交代地域側に常に視線を配っておく。ほとんどが、攻撃を見ており、交代や交代地域でのアップ等に視野がいっていない。JHA オフィシャルが TD の業務内容を観察し、必要に応じて助言する必要あり。
- ・チームタイムアウトのあと、フロアに水滴がこぼれたいないか確認し、必要であればチームに拭かせる。
- ・チームタイムアウト終了の 50 秒の笛の後、コートの速やかに戻るように促す。うながしたあと、きちんとプレーヤーがコートにいるか人数を確認する。退場者がいる場合や、GK と CP が交代している場合などは特に注意。



3 レフェリングに関し

- ①審判会議資料の熟読を、そしてその文章が意図していることをつかむ。
朱書している部分は特に大切。各種大会の反省を踏まえている部分であり、自分はできているという感覚では困る。チームから指摘されている部分の多くはその内容に関する部分が多い。今後とも内容を参考に研鑽をお願いしたい。
- ②競技開始前の業務は大切。その中でも特に地元競技役員とのコミュニケーションは必要。競技会場に着いたならば、控室、更衣室の確認のあと、本部役員控室に行き挨拶、コートへ出向き関係者への挨拶、その後コートや周辺部分の点検。ボールの確認とアップに貸し出し、TD、JHA オフィシャルとの打ち合わせなどやることはたくさんある。競技役員やチーム関係者といい関係を作ることが、大会の成功につながることは言うまでもない。

③競技規則8の3の判断基準と8-4, 8-5の内容、組み立てを熟知しているか。

8の1「許される行為」8の2「許されない行為」の上に8の3では罰則適用の判断基準が記載されている。条文も整理されており明確であるからこそ、その内容をくみ取り、試合の中で機械的に適用することが求められる。

会議で使用したプレゼン資料を掲載する。

罰則の適用に関して

罰則の適用に関する基本的考え方



- 罰則を探し(作り)出さず、明確なものを罰する
- 競技規則に記載されている判断基準を用いる
- 競技の開始直後から8:4-8:5を適用することがある(特に8:4)
- 重大な場面が生じたときは、8:4/8:5のどちらを適用するか、時間をかけて判定すること
- 競技時間中、双方のチームに同じ判断基準を用いなければならない
- パッシブプレーの予告合図中…判断基準に変化はない



11/71

罰則の適用に関して



8の3

明らかに(ボールではなく)相手の身体を狙った違反に対しては、**罰則**を適用しなければならない。これは、フリースローや7mスローの判定だけではなく、はじめに警告(16:1), 次に退場(16:3b), 失格(16:6d)というように、**段階的に重い罰則の付加**が必要であることを意味する。

より激しい違反行為に対しては、
以下の判断基準によって罰則を3つに分ける。

- 即座に2分間退場とすべき違反行為(8:4)
- 失格とすべき違反行為(8:5)
- 失格とし、
さらに報告書の提出を必要とする違反行為(8:6)



12/71

違反行為に対して、どの罰則を適用するかを判断するために、以下の判断基準をそれぞれの状況に応じて、適切に組み合わせて用いる。

違反行為	判断基準 (P26)
8:3  通常の段階的罰則	a) 位置: ▪ 正面 ▪ 側方から ▪ 後方から
8:4  即座に2分間退場	b) 身体の部位: ▪ 胳膊 ▪ シュートしている腕 ▪ 脚 ▪ 頭部/喉/首
8:5  失格	c) 激しさの程度: ▪ 身体接触の強度 ▪ 相手の動きの速さはどの程度であったか
8:6  報告書を伴う失格	d) 影響: ▪ 身体やボールのコントロールへの影響 ▪ 相手の移動への影響 ▪ 競技続行への影響
	試合の中でどのような状況であるかも関わってくる… シュート動作中、空いている場所に走り込んでいる、高速で走っている、など

特に8の4「即座に2分間退場にする」行為に関し

罰則の適用に関して



8の4

特定の違反をしたプレーヤーは前もって警告となっていなくても、2分間退場となる。これは特に、相手に対する危険性を軽視した違反行為に対して適用する(8:5, 8:6を参照)。競技規則8:3の判断基準をふまえ、このような違反の例として以下のようなことが挙げられる。

- (a)衝撃の大きい違反行為や、高速で走っている相手に対する違反。
- (b)相手を背後から捕まえ続けること、あるいは引き倒すこと。
- (c)頭部や喉、首に対する違反。
- (d)胴体やボールを投げようとしている腕を激しく叩くこと。
- (e)相手が身体のコントロールを失う行為をしようとすること。
(例:ジャンプ中の相手の足/脚をつかむ。8:5aを参照)
- (f)高速でジャンプして、あるいは走って相手にぶつかること。



14/71

4 最後に

来年度、ジャパンオープン翌年国民体育大会を控え、鹿児島県は準備に取り組んでいる。審判員への対応についても大変ありがたかった。競技役員の対応も献身的で満足のいくものであった。隈元理事長、奥山審判長、海江田総務委員をはじめ、鹿児島県審判団の皆様に感謝申し上げたい。今大会で学ばれたことを是非九州各県へ広めていただき、「九州はひとつ」を合い言葉に九州のレベルアップを図ればと思います。

大変お世話になりました。

文責 九州協会審判長 福島亮一 futkun1212jp@yahoo.co.jp